

「震災復旧のための震災建築物の
被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会」
受講申込の手引き

1. 提出書類

①受講申込書

- ②写真1枚（タテ3.5cm、ヨコ2.5cm）、裏面に氏名を記入したものを受講申込み時に用意してください。（不鮮明なものは不可）

【ご注意】技術者証をご希望される方は写真が2枚必要となります。

- ③別紙1－「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」掲載及び「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」発行申込書

※希望される建築士のみ【別途発行手数料がかかります。】

- ・発行をご希望される方は写真が2枚必要となります。
- ・建築士免許証または建築士免許証明書の写しを添付してください。

- ④別紙2－震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿掲載申込書

※技術者証を希望される建築士事務所のみ、事務所に受講者が複数いても、1建築士事務所につき1通を提出してください。

【「判定・復旧技術者」は、技術者証発行を希望する所属建築士のみご記載いただけます。】

2. 申し込み方法

【郵送受付のみ】（下記のことを揃えて、送付先にご郵送ください。）

- ・提出書類
- ・写真
- ・受講料等を振り込んだ振込金受取書のコピーを受講申込書に貼付

振込先：埼玉りそな銀行県庁支店 普通預金口座 0181017

一般社団法人埼玉県建築士事務所協会

（*振込手数料は各自ご負担ください。）

- ・宛先明記の受講票返信用封筒（長3封筒：12cm×23.5cm）を作成のうえ、84円切手を貼って同封してください。

送付先：一般社団法人埼玉県建築士事務所協会

（〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7-5F TEL 048-864-9313 FAX 048-864-9381）

3. 技術者証の発行について

講習会の修了者の希望により建築士の方を対象に、（一財）日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」（有効期間令和9年3月31日）を発行します。発行手数料は受講料、テキスト代とは別に1,100円（消費税込）が必要になります。（→後日カード式の技術者証が（一財）日本建築防災協会より申込者宛送付されます。）

4. 建築士事務所名簿への掲載

本講習会の受講者で、震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」（以下「技術事務所名簿」という。）の掲載申込みをしていただきます。本会では「技術事務所名簿」を作成し、その名簿を埼玉県に提出するとともに、（一財）日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災時に活用できるよう管理します。

- ・名簿の掲載は技術者証が発行された者のいる建築士事務所のみ可能です。
- ・名簿内の「判定・復旧技術者」欄は、技術者証発行を希望する所属建築士のみご記載いただけます。

5. 受講料等 *納入された受講料等については返還いたしません。

(1) 事務所協会会員・行政職員

受講料	6,150 円
必須テキスト代	4,000 円
任意テキスト代	7,920 円
技術者証の発行手数料	1,100 円

計 19,170 円

(2) その他一般

受講料	8,150 円
必須テキスト代	4,000 円
任意テキスト代	7,920 円
技術者証の発行手数料	1,100 円

計 21,170 円

※こちらの表示は全てをご希望された場合の金額明記です。ご希望に応じてテキスト代及び発行手数料を差引いて計算してください。

6. 木造建築士の受講について

今回の講習については全構造となっておりますが、木造建築士につきましては木造のみ適応しますので、あらかじめご了承ください。